

■申告日程・会場について

市・道民税と所得税の申告を市役所コミセン多目的ホールと東公民館にて行ないます。必要なものなどを確認のうえ、お越しください。

指定地域
原則、日程に従いご来場いただくことになりませんが、事情があり困難な場合は別の日程でも問題ありません。

※東公民館での相談日は、市役所での受け付けはできません。

受付時間
【午前の部】 9時～11時30分
【午後の部】 13時～16時
※午前の部の受付時間が変更になりました。

※9時前や11時30分～13時は受け付けできませんので、ご了承ください。

※2月23日(金)は祝日のため受け付けは行ないません。

※2月29日(木)は午前の部のみ、最終日の3月15日(金)は15時まで受け付けします。

夜間も申告できる日

●2月20日(火) 市コミセン多目的ホール
●3月1日(金)

受付時間 17時～19時
対象地域 市内全域

※16時～17時は受け付けできません。

日曜に申告できる日

●2月25日(日) 東公民館(茂尻支所)
●3月3日(日) 市コミセン多目的ホール

【午前の部】 8時30分～11時30分
【午後の部】 13時～16時

月	受付日	指定地域(対象者)など	会場
2月	13日(火)	収入のない方	市コミセン多目的ホール
	14日(水)	障害年金や遺族年金を受給されている方 ※所得税の申告については還付申告のみ	
	15日(木)		
	16日(金)	大町・東大町・字赤平・日の出地区	
	19日(月)	字赤平・住友地区・赤間地区	
	20日(火)※夜間申告	錦町・本町・泉町・宮下町 市内全域(17時～19時)	
	21日(水)	豊栄町	
	22日(木)	幌岡町・共和町・住吉町	
	25日(日)※日曜申告	市内全域	
	26日(月)	平岸曙町・平岸仲町・平岸南町・平岸西町・平岸東町・平岸桂町	
27日(火)	平岸新光町・茂尻本町・茂尻中央町		
28日(水)	百戸町・エルム町・茂尻春日町・茂尻新春日町		
29日(木)※午前のみ	茂尻新町・茂尻元町・茂尻栄町		
1日(金)※夜間申告	幸町 市内全域(17時～19時)	市コミセン多目的ホール	
3日(日)※日曜申告	市内全域		
4日(月)	昭和町・若木町東・若木町西		
5日(火)	若木町南・若木町北・東豊里町・西豊里町		
6日(水)	桜木町・豊丘町・字豊里		
7日(木)	美園町		
8日(金)	東文京町		
11日(月)	北文京町		
12日(火)	西文京町		
13日(水)			
14日(木)	市内全域		
15日(金)※15時まで			

■滝川税務署で確定申告をされる方へ

①さまざまなメリットや感染症対策の観点からも「自宅からe-Tax」をご利用ください。スマートフォンやパソコンで自宅から申告ができます。

※利用には手続きが必要な場合がありますので国税庁ホームページをご確認ください。

※申告やe-Taxご利用のご相談は、税務署へ直接お電話いただくか、チャットボットでも可能です。確定申告に関する各種情報は国税庁LINE公式アカウントからもチェックできます。

※e-Taxでは、市・道民税のみの申告はできません。

②滝川税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。(作成済みの申告書を提出する場合は不要)

●混雑緩和のため、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。

●整理券は各会場で当日配布しますが、LINEを通じてオンライン事前発行も可能です。

※赤平市の会場では入場整理券の発行は行なっておりません。

滝川税務署 ☎22-2191
(音声ガイダンス)

滝川税務署からお願い

確定申告書

申請書の提出について
令和5年分の確定申告書や申請書などを郵送で提出する場合は、「札幌国税局業務センター」に送付をお願いします。持参する場合は、滝川税務署の窓口へ提出してください。

なお、令和5年7月10日から申告書や申請書などの処理は、「札幌国税局業務センター」で行なっています。

〒060-08510
札幌市中央区大通西10丁目
札幌第2合同庁舎
札幌国税局業務センター

確定申告書は

自分で作成してお早めに

令和5年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書ならびに贈与税の申告書の提出期限は3月15日(金)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は4月1日(月)です。

期限間際の確定申告会場は大変混雑します。感染症予防の観点からも、ぜひ「自宅での申告書の作成・提出」をお願いします。

国税庁のホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得

子どもカルタ会

1月13日にふれあいホールで子どもカルタ会が開催されました。小学生11名が参加し、楽しみながら伝統文化に親しみました。



e-Tax
5つのメリット

申告手続き

振替納税

税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Taxなどで提出することができます。

また、振替納税は事前に税務署または金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができる便利な納付方法ですのでぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。画面の案内に沿って入力するだけで、自動計算されるため、自身で計算する必要がありません。

- 1 税務署への持参不要
 - 2 印刷・郵送料不要
 - 3 添付書類不要(一部の書類は除く)
 - 4 確定申告期間24時間いつでもOK (メンテナンス時間を除く)
 - 5 還付金の早期還付 (3週間程度で還付(書面提出の場合、1カ月～1カ月半程度))
- 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。